

2012年 2月 8日
No 1236号
働くルールの確立で
人間性の回復を

明治乳業争議団 ニュース

発行 明治乳業争議団
連絡先 〒272-0015
千葉県市川市鬼高2-6-2
☎・Fax 047-332-5698
E-mail mjnyu88sgd@wing.ocn.ne.jp
HP 明治乳業争議団 ⇒ 検索

「支援共闘会議総会」&「団旗びらき」 サー 総決起！

争議団と同支援共闘会議は、1月28日、闘いの新たな前進を切り開く3つの大きな取り組みを1日で成功させ、「今年こそ！」の決意を新たに

争議団は全ての力を集中し 闘い抜きます

争議団と同支援共闘会議は、1月28日、闘いの新たな前進を切り開く3つの大きな取り組みを1日で成功させ、「今年こそ！」の決意を新たに



争議団と同支援共闘会議は、1月28日、闘いの新たな前進を切り開く3つの大きな取り組みを1日で成功させ、「今年こそ！」の決意を新たに



争議団は、27年間に及んだ長く厳しい闘いの集大成として、今年こそ！の決意を新たに

「全面解決への道筋を切り拓く 決意みなぎる」

昨年の11月30日、6年余りの審査が行われていた全国事件（9事業所32名）が、退任される和田公

により、政府や東電の無責任な姿勢と同時に、(株)明治の異常企業体質が鮮明になりました（詳細は次頁）。

総会後、ラパスホールで開催された「団旗びらき」には、レナ・ミュージックが友情出演。主催者挨拶で松本議長（千葉労連議長）は、(株)明治の異常企業体質を改めて告発し、「今年こそ！」の決意が述べられる等、多くの参加者から「今年こそ！」の声

「隠蔽止まらぬ明治、情報開示に二の足」

週刊東洋経済が明治乳業を厳しく糾弾

週刊東洋経済「明治の隠ぺい体質」を斬る！週刊東洋経済誌(2/11)は、「隠蔽止まらぬ明治、情報開示に二の足」の大見出しを、「乳製品の放射能汚染について『情報非公開』の姿勢を貫く明治に不信感が増している」とリードし、その異常企業体質を厳しく指摘する記事を掲載し話題を呼んでいます。

の企業体質を問題視し、学校給食用牛乳汚染問題では、独自検査結果の公表を求められても一切拒否の姿勢を貫く会社を糾弾しています。

粉ミルク汚染問題でも、民間から指摘されても2週間も放置し、批判が広まるまで問題を無視し続けたことは残念だと消費者の声を紹介しています。



昨年9月に発覚した東京・町田市に納品した学校給食用牛乳から、6ベクレル/kgのセシウムが検出されたのに続き、12月には乳児用粉ミルク「明治ステップ」(850g缶入り)から、30、8ベクレル/kgのセシウムが検出された。記事は特に、食の「安全・安心」を担う食品大企業としての、明治

また、「空気汚染」といいながらフィルターの種類を企業秘密とし、汚染検査の事実関係すら公表しない会社に対し「情報隠蔽を重ねる明治が、業界最大手としての責任を果たす日はくるのだろうか」と結んでいます。ご一読を！

年末カンパご協力 本当にありがとうございました。

長期争議を闘っている明乳争議団として、全面解決に向けた財政確立への「冬季物販」及び「年末カンパ」に、多大なるご協力・ご支援をいただき心より感謝を申し上げます。



全国事件が都労委から今春にも命令が交付されます。必ず、「救済命令」を勝取るために、署名活動など全力を挙げ奮闘する決意です。重ねてお礼申し上げます。

団員の 横顔



広中正治さん

愛知県渥美郡田原町出身の農家の三男坊が、日本一流企業と云う明治乳業愛知工場に昭和40年入社。冷蔵庫班や瓶装箱などコツコツと仕事をこなし、技術講習会など参加させられずとも、面倒見の良し、職場の修繕などに役立っているなど仲間から「広ちゃん」と人望も厚く、平成18年定年、嘱託として3年働き退職した。

全国事件 愛知申立人 広中正治さん

被災地南相馬でお神楽

東日本大震災と原発事故で仮設住宅の生活が続く南相馬市の被災者を励まそうと、市川市のボランティアグループと一緒に、明乳争議団の平木さんが同行しました。

平木さんは長年に渡って千葉市稲毛区にある浅間神社でお神楽を踊っています。この浅間神社のお神楽は室町時代から



ら続き、現在では千葉県の無形文化財にも指定されています。

仮設住宅でのこの日、12座ある神楽踊の恵比寿舞と大黒舞を披露しました。恵比寿舞では前回「私と争議団」で紹介した市川市議の清水さんが、即席で一緒に踊ってくれました。

孫を連れて参加した女性は「最近こういう機会がなかったので良かったです。」と感謝されました。

また、先日争議オルグで訪問した団体にお神楽を踊っている自分の写真が飾ってあり、恥ずかしくもうれしく、楽しく訴えも聞いていただきました。

「食の安全」を求める 緊急シンポジウム

明治乳業争議支援共闘会
と医師が、また企業の異常
と競争議団は1月28日、
体質を告発する立場など3
名が報告しました。
この中では、暫定基準値
内は安全とする厚労省と明
治の姿勢が問われました。
また粉ミルク汚染について
は、正しい原因究明がない
まま詳細
は企業秘
密とする
明治の態
度が厳し
く批判さ
れました。
さらに、
すべての
セシウム
数値を公
表させ、
消費者に
食料選択
の自由と
権利を与
えること
が大切と
報告。小関・ネラーは、事
故発生 の 背後 に ある 株 明 治
の 異 常 な 体 質 に つ い て 、 資
料 を 示 し て 報 告 し ま し た 。
会場からも11名が発言し、
消費者が積極的に声を上げ



株明治は すべての牛乳・乳製品の放射性 セシウム数値を かくさず 公表せよ！ —セシウム汚染を 究明する シンポジウム開く—

明治乳業による 賃金・
昇格差別事件での都労委
は、昨年の11月30日に結
審となりました。申立人
らは格差立証の中で、当
該と同じ昇格経路におけ
る同期・同学歴の中心者
と比較において、平均年収
(平成5年度)で約10
0万円(最大220万円)
もあるなど極めて鮮明な
且つ著しい格差(差別)
が生じていることを、具
体的資料を作成して明ら
かにしてきました。
会社はこの否定できな
い格差の存在について、
「申立人らに生じている
格差は、個々人の勤務振
りによる結果である。」
と主張し、上司らが密
かに記録していたと言っ
た資料(報告書・観察記録)
を提出して格差の合理性
立証を長時間行ったが、
その内容は「不当労働行
為・差別意思に基づく格
差」という、申立人らの
立証を覆すものとはなり
得ないものでした。

会社は著しい職分・賃金格差の 実態を否定していない



鮮明となった格差(差別)への 「合理的理由」とは なり得ない個別立証の内容!

本件では、申立人ら集
団と同じ「事業所採用者
コース」に属する他の労
働者集団との集団間の相
対比較が当然ながら前提
要件となるのに、会社は
自らが定義づけた相対比
較をも否定して相対比較
抜き極めて恣意的な
「個別アラ探し」立証を
執拗に行うものでした。
その特徴は、①ミス事
例自体が虚偽であるもの
②ミス事例を恣意的な作
文で誇張するもの。③職



文で誇張するもの。③職

場で頻繁に発生し誰でも
経験している些細なミス。
④共同作業で発生した事
例や、上司など職務上の
責任者を免罪して、申立
人らに責任の総てを転嫁
している事例等々です。
申立人らは、「ミスが
ない」と言っているのは
ありません。会社側証
人も、「他の従業員でも
一人10枚くらいの報告書
があった。」と証言した
ように、仕事をしている

ていくことの重要性が確認されました。
また、報道関係者の参加が多かったシ
ンポジウムでした。

パネリスト
○東京農工大学名誉教授
本間 慎さん

○石川県民主医療機関連合名誉会長
全国労働安全衛生コンサルタント
会理事
服部 真さん

○明治乳業争議団 団長
小関 守さん

コーディネイター
松本悟・支援共闘会議 議長
(千葉労連議長)



参加者の声



●とても充実したシンポでした。本当
に参加して良かったです。明治と乳業
協会の異常な体質がよくわかりまし
(戸田市 K・O)
●とても勉強になりました。「働く者の
人権を守れない企業には、安全・安
心を求める消費者の人権も守れない」
という主張は我々にもあてはまりま
(W 争議原告 H・O)
●争議団の人が、働く環境だけでなく
消費者の安全をも使命として闘って
いること、感動しました。
(杉並区 S・S)

●明治の責任、徹底的に追及しなけれ
ばと思いました。よろしくおねがい
します。(報道関係記者 M)
●保育園で子どもに明治牛乳を飲ませ
ている。親は心配で飲ませないでく
ださいと言います。本当に安全・安心
を
大きな声で言
こんなシンポを多くの
人に聞いてほ しいと 思
いました。
(保育士 M)



限りミスは誰にでも起り
得るのです。職分制度や
人事考課査定の評定項目
などがいくらか立派な内容
であっても、会社(評定
者)が差別意思を持って
都労委には、必要な期
間を遡及して審査し、会
社の差別意思に踏み込ん
だ適正な判断を示すこと
が求められているのです。

虚偽・捏造などで 無能力者に仕立てあげ 「報告書」の驚くべき実態!

会社が「事実を記載し
た報告書や観察記録を人
事考課の査定資料にして
いる。」と強弁して
提出した資料の中に
は、申立人らの日記
帳などの明確な証拠
によって虚偽や恣意
的に捏造された記載
内容の事実が明らか
となりました。申立
人らの陳述書や最終
準備書面でも詳細に
記載していますが、
確認できるだけでも
10以上も含まれてお
り、資料全体の信憑
性が極めて疑わしい
ばかりか証拠資料と
しての適性を問わざ
るを得ません。幾つかの
事例を紹介すると、①申
立人が退社後に発生した
問題を、申立人の責任と
して記載している報告書。
②夜勤明け休日で会社に
居ない申立人を、「作業
ない日に、申立人を『注
意指導した』」と記載
意指導した」などです。
まさに上司(評定者)
として、そして人間と
して「許されざる行為」
と言うべきであり、相
対評価を無視し、伝聞・
再伝聞に基づいた根拠
のないアラ探し証言や
虚偽・捏造をも含む会
社の個別立証が、確立
された命令例・判例に
も違背することは明ら
かだと思えます。



昨年にも繰り返行われた明治HD前の抗議要請行動

明治乳業争議団と支援共
闘会議は、明白となっ
ている格差(差別)及
び不当労働行為意思の
認定に基づき、早期に
全面救済命令が交付され
ることを強く求める「団
体署名」の提出と要請行
動を強めています。